

佐久市移住促進サポート清掃費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)への登録の促進及び移住希望者の円滑な移住の支援を図るため、空き家バンクにおける売買契約又は賃貸借契約を締結した物件への移住希望者の入居に際し、家財道具等の処分及び住宅の清掃(以下「清掃等」という。)を行った所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 所有権その他物件の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (2) 家財道具等の処分 使用されず残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具等を処分することをいう。
- (3) 住宅の清掃 住宅内を清掃すること(別に定める作業仕様によるものに限る。)をいう。
- (4) 移住希望者 空き家バンク情報を利用して市内に移住しようとする者をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件(以下「補助対象物件」という。)は、別に定める条件を満たす個人所有の一戸建居住専用家屋とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象物件の所有者等で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象物件について平成29年4月1日以後に空き家バンクへの登録を申請し、登録されていること。
- (2) 補助対象物件について平成29年4月1日以後に清掃等(空き家バンクへの登録前に行われたもの)にあつては、当該登録の行われた日前1か

月以内に行われたものに限る。)を行っていること。

- (3) 市外在住の者と補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約が成立していること。
- (4) 同一の補助対象物件について、過去に補助金を交付されたことがないこと。
- (5) 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約の相手方が、補助対象者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は次の各号に掲げる経費とし、補助金の額(以下「補助額」という。)は当該各号に定める額とする。

- (1) 家財道具等の処分を、市から一般廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を受けた業者が行う経費 補助対象経費の2分の1以内の額(限度額10万円)
 - (2) 住宅の清掃を、法人又は個人事業者が行う経費 補助対象経費の10分の10に相当する額(限度額5万円)
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いたものを補助対象経費とする。
- (1) 国、県又は市の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
 - (2) その他市長が補助対象経費として適当でないとする経費
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。
- 4 補助金は、同一の補助対象物件に対して1回に限り交付するものとする。
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

は、補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約が成立した日から起算して30日を経過した日又は当該契約が成立した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに佐久市移住促進サポート清掃費等補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

- (2) 清掃等に係る契約書（各種明細書）の写し
- (3) 清掃等に係る費用の領収書の写し
- (4) 清掃等を実施した部分の実施前及び実施後の写真
- (5) 申請時の申請者の市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 添付書類の提出をもって、規則第12条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）及び額の確定を行い、佐久市移住促進サポート清掃費等補助金交付決定・確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、佐久市移住促進サポート清掃費等補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 交付決定の内容その他法令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して、補助金の返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

